総務文教常任委員会

─ H26.7.10(木)

午前10時00分~

- 第3委員会室

- 1 開 議
- 2 日程説明
- 3 案件

公文書管理条例制定の検討について 行政報告

- ・給食米飯の異物混入について
- ・小中学校の規模適正化検討の取組みについて
- 4 その他

○次回の日程について

各市の公文書管理条例における条文の項目一覧

市名/条文	志木市	草津市	大阪市	秋田市	熊本県
第1条	目的	目的	目的	目的	目的
第2条	定義	定義	定義	定義	定義
第3条	公文書の作成	他の制度との調整	本市の機関等の責務	法令等との関係	他の法令との関係
第4条	公文書の整理	文書等の作成	作成	文書の作成	文書の作成
第5条	公文書の保管又は保存	整理	分類	養理	整理
第6条	ファイル基準表	保存	編集及び保存	保存	保存
第7条	公文書の廃棄等	市政情報ファイル管理	歴史的公文書等の決定	公文書ファイル管理簿 の記載事項等	行政文書ファイル管理 簿
第8条	公文書管理規程	廃棄	保存期間が満了した公 文書の取扱い	移管又は廃棄	移管又は廃棄
第9条	管理状況の報告等	管理状況の報告等	管理状況の報告等	管理状況の報告等	管理状況の報告等
第10条	市長の勧告	管理規程	公文書管理体制の整備	公文書管理規程	行政文書管理規程
200 200		13 - 12/79 FEB	23422211177		
第11条	職員の責務及び研修	歴史市政情報の保存	法人公文書の管理	法人文書の管理に関す る原則	法人文書の管理に関す る原則
第12条	組織の見直しに伴う公 文書の適正な管理のた めの措置	歴史市政情報の廃棄	歴史公文書等に該当す る法人公文書の取扱い	管理状況の報告等	管理状況の報告等
第13条	出資法人等への指導	保存状況の報告等	出資等法人の文書の管 理	法人文書管理規程	法人文書管理規程
第14条	委任	保存規程	公の施設の指定管理者 の文書の管理	特定歴史公文書等の保 存等	特定歴史公文書の保存 等
第15条		諮問	特定歴史公文書等の保 存等	特定歴史公文書等の利 用請求及びその取扱い	特定歴史公文書の利用 請求及びその取扱い
第16条		研修	特定歴史公文書等の利 用請求及びその取扱い	本人情報等の取り扱い	本人情報の取り扱い
第17条		委任	本人情報の取扱い	第三者に対する意見書 提出の機会の付与等	第三者に対する意見書 提出の機会の付与等
第18条			利用請求の手続	利用の方法	利用の方法
第19条			利用請求に対する措置 等	費用負担	費用負担
第20条			利用決定等の期限	異議申立て及び公文書 管理委員会への諮問	異議申立て及び熊本県 行政文書等管理委員会 への諮問
第21条			利用決定等の期限の特 例	情報公開条例の準用	諮問をした旨の通知
第22条			第三者に対する意見書 提出の機会の付与等	利用の促進	第三者からの異議申立 てを棄却する場合等に おける手続き
第23条			利用の方法	移管元実施機関等によ る利用の特例	熊本県行政文書等管理 委員会の調査権限
第24条			手数料等	特定歴史公文書等の廃 棄	意見の陳述
第25条			異議申立て及び委員会 への諮問	来 保存および利用の状況 の公表	意見書等の提出
第26条			情報公開条例の準用	利用等規則	提出資料の閲覧等
第27条			本市の機関等による利用の特例	利用方法等の周知	調査審議手続の非公開
第28条			用の特例 特定歴史公文書等の廃 棄	秋田市公文書管理委員	答申書の送付等
			来 委員会の設置	会の設置 公文書管理委員会への	利用の促進
第29条				諮問	利用の促進 移管元実施機関等によ
第30条			組織等	資料の提出等の求め 意識の高揚を図るため	る利用の特例
第31条 第32条			資料の提出等の求め 調査審議手続の非公開	の措置	特定歴史公文書の廃棄保存及び利用の状況の
					公表
第33条			委任	組織の見直しに伴う公 文書等の適正な管理の ための措置	利用等規則
第34条			公印の管理	公的団体の文書管理	熊本県行政文書等管理 委員会の設置
第35条			他の法令等との関係	委任	委員会への諮問等
第36条			適用除外		資料の提出等の求め
第37条			施行の細目		職員の責務及び職員に 対する研修
第38条					組織の見直しに伴う行 政文書等の適正な管理 のための措置
第39条					訴訟に関する書類等の取 扱い
第40条					罰則
	l .	l .	l .	1	

市名/条文の項目	志木市	草津市	大阪市	秋田市	熊本県
目的		み、市政情報の管理に関する基本的 事項を定めることにより、市政情報 の適正な管理を図り、もって市政が 適正かつ効率的に運営されるように	この条例は、市政運営に関する情報は市民の財産であるという基本民の財産であるという基本民の財産であるという基本民の財産であるという本ので管理責任を明確にし、事すの適立なな事等のるで、現用資料として、事事の適立なで、では、現所では、東京の場で、では、東京の場で、では、東京の場で、では、東京の場で、では、東京の場で、では、東京の場で、では、東京の場で、では、東京の場で、では、東京の場で、では、東京の場で、東京のは、東京の場で、東京のは、東京のは、東京のは、東京のは、東京のは、東京のは、東京のは、東京のは	ものであることに鑑み、公文書等の 管理に関する基本的事項を定めること等により、公文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存および利用等を図り、もって市政が適正かつ効率的に運営されるようにする	この条例は、県及び地方独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記義の根分で政文書等が、健全公民主主義の根幹を支える主共有の知用し得る管理として、果民が主体的に利用し得る管理によって、場合に鑑み、行政文書の音響によめ、一個では、中では一個では、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中

市名/条文の項目	志木市	草津市	大阪市	秋田市	熊本県
定義	この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、と監査委員、農業委員会、局定資産所備審査委員会及び議会をいう。2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、区間及び電磁的記録(電子)の方式、総会の方式とを他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。(1) 新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの。(2) 歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの	この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会および草津市土地開発公社をいう。 (2) 文書等 文書、図画および写真にれらを撮影したマイクロフィルムを含む。)ならびに電磁的記録(電することができない方式で作られた記録をいう。)をいう。 (3) 市政情報 実施機関の職員(草津市土地開発公社にあっては、役員を含む。以下同じ。)が職務上作成し、または取得した文書等であって当該実施機関の職員が組織的に用いるものをして当該実施機関が保存しているものをいう。 (4) 歴史市政情報 歴史資料として重要な市政情報をいう。	審委員会、公営企業管理者及び消防長をいう。 この条例において「地方独立行安法人等」とは、本市 が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15 年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人を いう。以下同じ。)並びに大阪市住宅供給公社及び大阪市 道路公社をいう。 3 この条例において「公文書」とは、大阪市情報公開条 例(平成13年大阪市条例第3号。以下「情報公開条例(平成13年大阪市条例第3号。以下「情報公開条例」とい	この条例において、次の各等に掲げる用語の意義は、当該各等に定めるところによる。(1) 来越機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、医 舊委員、農業委員会、固定資部価審查委員会、公常企業管理者、消防 およりご義を受ける。 となった。 とな	・の本的にいいて「実施機関」とは、18年、現金、教育書館の、選挙書館の品、末巻館の、影響音像の品、等本本等、公園書館を書き入り、「新聞書館の書館の、報告を書き入り、「新聞書館の書館の書館の書館の書館の書館の書館の書館の書館の書館の書館の書館の書館の書

市名/条文の項目	志木市	草津市	大阪市	秋田市	熊本県
	実施機関の職員は、次に掲げる場合を除き、当該実施機関における意思決定に関する事項及び事務又は事業の実績について、公文書を作成しなければならない。 (1) 処理に係る事案が軽微なものである場合 (2) 意思決定と同時に公文書を作成することが困難である場合 2 実施機関の職員は、前項第2号に掲げる場合に該当して公文書を作成することなく意思決定をしたをしたさないまな意思決定をした後、速やかに公文書を作成しなければならない。	処理に係る事案が軽微なものである	いて、前項ただし書の規定により公文書を作成することなく意思決定をしたときは、当該意思決定をした後速やかに公文書を作成しなければならない。	緯も含めた意思決定に至る過程ならびに 当該東施機関の事務および事業の実績を 合理的に跡付け、又は検証することがで きるよう、処理に係る事案が軽微ななもの である場合を除き、次に掲げる事項その 他の事項について、文書を作成しなけれ ばならない。 (1) 条例および規則等の設定又は改廃お よびその経緯 (2) 前号に規定するもののほか、実施機 機関における管理職員を含む職員で構成	実施機関の職員は、第1条の目的の達成に資するため、当該実施機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該実施機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、実施機関が規則その他の規程(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第2項に規定する規則その他の規程及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第10条に規定する企業管理規程を含む。以下同成とは、10、文書を作成しなければならない。

市名/条文の項目	志木市	草津市	大阪市	秋田市	熊本県
	実施機関の職員が公文書を作成し、又は取得したときは、当該実施機関は、当該实立書を事務とは事業の性質、内容等に応じて系統的に分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。 2 実施機関は、能率的な事務又は事業の処理及び公文書の適切な保管又は保存に資するよう、単独で管理することが適当であなと認める方、単独で管理することが適当であると関連の支持を表し、相互に容易な関連であると関連のであるものに限る。)を1の集合物(以下「文書ファイル」という。)にまとめなければならない。	に、保存期間および保存期間の満了する日を設定しなければならない。 の 事体機関は 鉄密的公事変またけ事業の処理などでも改修	良、内谷等に応じて示赦的に万頭しなければならない。 2 本市の機関は、前項の規定による公文書の 分類に関する基準を定めるとともに、これを一 般の閲覧に供しなければならない。	間および保存期間の満 「する日を設定しなければならない。 2 実施機関は、能率的な事務又は事業の処理および公文 多の適切な保存に資するよう、単独で管理することが適当であると認める場合を除き、適時に、相互に密接な関 連を有する公文書 保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。)を10 集合物(以下「公文書ファイル」という。)にまとめなければならない。 3 前項の場合において、実施機関は、規則で定めるところにより、当該公文書ファイルについて分類し、名称を付するとともに、保存期間および保存期間の満丁する日を設定しなければならない。 4 実施機関は、第1項よどが1項の規定により設定した保存期間および保存期間および保存期間でする日を、規則で定めるところにより、延長することができる。 5 実施機関は、公文書ファイル等)という。)について、保存期間、公文書ファイル等」という。)について、保存期間便長された場合にあっては、延長後の保存期間。以下同じ、)の満丁前のできる限り早い時期に、保存期間に、以下回し、の満丁前のできる限り早い時期に、保存期間に、以下回し、の適す前のできる限り早い時期に、保存期間に、保存す間に、保存す間に、保存す間に、というの満丁前のできる限り早い時期に、保存す間に、といる場合にあっては、延長後の保存期間、近下回し、のの満丁前のできる限り早い時期に、保存す間によります。	実施機関の職員が行政文書を作成し、又は取得したときは、当該実施機関は、実施機関が規則その他の規程で定めるところにより、当該行政書につい項間の満丁する日を設定しなければならない。 2 実施機関は、能率的な事務文は事業の処理及び行政文書の適切な保存に資するよう、単純で管理することが適当であると認める行政文書(保存期間を間に、打五に密接が出るものに限る。)を一の集合物以下「行政文書」であるとのに限る。)を一の集合物以下「行政文書」であるとのに限る。)を一の集合物以下「行政文書」であるとのに限る。)を一の集合物以下「行政文書」であるとのに限る。)を一の集合物以下「行政文書」であるとのに限る。)を一の集合物以下「行政文書」であるとのに限る。)を一の集合物以下は「行政文書」であるとのに限る。)を一の集合物以下は「行政文書」であるとのに限る。)を一の集合が以下は「大変大変大変大変大変大変大変大変大変大変大変大変大変大変大変大変大変大変大変

市名/条文の項目	志木市	草津市	大阪市	秋田市	熊本県
公文書の保存	う。) について、当該文書ファイル等の保存期間の満了する日までの間、その内容、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保管文は保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保管し、又は保存しなければならない。	実施機関は、市政情報ファイル等について、 当該市政情報ファイル等の保存期間の満了する 日までの間、その内容、時の経過、利用の状況 等に応じ、適切な保存および利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で 保存しなければならない。 2 前項の場合において、実施機関は、当該市 政情報ファイル等の集中管理の推進に努めなけ ればならない。	同じくすることが適当である公文書の集合物をいう。以下回と、)に編集しなければならない。 2 本市の機関は、前項の規定により編集された公文書の 保存期間が満了するまでの間、その内容、時の経過、利 用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するため に必要な場所において、識別を容易にするための措置を 誰じた上で当該公文書を保存しなければならない。 3 公文書の保存期間は、別妻の左欄に掲げる公文書の区 分に応じ、同妻の右欄に定める期間とする。 4 本市の機関は、公文書の保存期間を削頂に定める期間 を超えて定める必要があると認めるときは、同項の規定 にかかわらず、当該公文書の保存期間を削頂に定める期間 を超えて定める必要があると認めるときは、同項の規定 ができる。 5 前2項の保存期間は、市規則で定める日から起算す る。 6 本市の機関は、保存期間が満了した公文書について、 職務の選貨行上必要があると認めるときは、一定の期間を 起えては必ずを発見して公本場である。 3 本の機関は、保存期間が満了した公本書について、 職務の選貨行上必要があると認めるときは、一定の期間を 定めて当該保存期間を延長するものとする。この場場能	での間、その内容、時の経過、利用の状況等に 応じ、適切な保存および利用を確保するために 必要な場所において、適切な記録媒体により、 識別を容易にするための措置を講じた上で保存 しなければならない。 2 前項の場合において、実施機関は、当該公 支書ファイル等の集中管理の推進に努めなけれ ばならない。	当該行政文書ファイル等の保存期間の満了する 日までの間、その内容、時の経過、利用の状況 等に応じ、適切な保存及び利用を確保するため に必要な場所において、適切な記録媒体によ り、識別を容易にするための措置を講じた上で 保存しなければならない。 2 前項の場合において、実施機関は、当該行

市名/条文の項目	志木市	草津市	大阪市	秋田市	熊本県
職員の責務及び研修等	理するよう努めなければならない。	実施機関は、当該実施機関の職員に対し、市 政情報の管理を適正かつ効果的に行うために必 要な知識および技能を習得させ、および向上さ せるために必要な研修を行うものとする。		定の期間および事項を定め、実施機関の職員の 公文書等の管理に関する意識の高揚を図るため の措置を講ずるものとする。 (研修)	行政文書等を管理するよう努めなければならない。 2 実施機関及び地方独立行政法人等は、それ ぞれ、当該実施機関又は当該地方独立行政法人 等の職員がその責務を果たすことができるよ う、当該職員に対し行政文書等の管理を適正か つ効果的に行うために必要な知識及び技能を習
公印の管理	_		本市の機関(消防長を除く。)は、市規則、法第138 条の4第2項に規定する規程、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第10条に規定する管理規程その他の規程(以下「市規則等」という。)でその使用する公印(市長にあっては、消防長が使用する公印を含む。)の管理に関し必要な事項を定めなければならない。 2本市の機関は、前項の市規則等の定めるところにより、公印を適正に管理しなければならない。		<u> </u>

市名/条文の項目	志木市	草津市	大阪市	秋田市	熊本県
ファイル基準表	実施機関は、文書ファイル等の管理を適切に 行うため、文書ファイル等の分類、名称、保存 期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了 したときの措置及び保存場所その他の必要な事 項を破簿(以下「ファイル基準表」という。)に 記載しなければならない。	切に行うため、規則で定めるところにより、市 政情報ファイル等の分類、名称、保存期間、保		条に規定する不開示情報に該当するものを除く。) を帳簿(以下「公文書ファイル管理簿」という。) に記載しなければならない。ただし、規則で定める期間未満の保存期間が設定された公文書ファイル等については、この限りでない。 (1) 分類	実施機関は、行政文書ファイル等の管理を適切に行うため、実施機関が規則その他の規程で定めるところにより、行政文書ファイル等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置及び保存場所その他の必要な事項(能な県情報公開条例(平成12年熊本県条例第65号。以下「情報公開条例(平成12年熊本県条例第65号。以下「情報公開条例」という。)第7条に規定する不開示情報に該当するものを除く。)を帳簿(以下「行政文書ファイル管理簿」という。)に記載しなければなが、から、して記載しなければなが、から、かに記載しなければなが、から、かに記載しなければなが、から、が、という。)に記載しなければなが、から、大だし、実施機関が規則その他の規程で定める期間未満の保存期間が設定された行政文書ファイル等については、この限りでない。

市名/条文の項目	志木市	草津市	大阪市	秋田市	熊本県
	保存期間が満了した公文書が歴史的又は文化的価値を有するものであると認めるときは、これを市長に引き継がなければならない。	保存する場合を除き、廃棄しなければならない。 2 実施機関は、保存期間が満了した市政情報		来用の月の規定による定めに基づさ、印度に移官し、人は晩季したければならない。 3 実施機関は、前項の規定により、保存期間が満了した公文 客ファイル等を廃棄しようとするときは、あらかじめ市長に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、当該協議が整わないときは、市長は、公文書音事業員会第30条 前1項に規定する公文書音響具員会をいう。以下の章から第4	条第1項に規定する熊本県行政文書等管理委員会をいう。第4章において同じ。)の意見を聴く ものとする。 [第2条第5項] 3 実施機関は、第1項の規定により知事に移管 する行政文書ファイル等について、第15条第1 項第1号に掲げる場合に該当するものとして知 事が利用の制限を行うことが適切であると認め る場合には、その旨の意見を付さなければなら

市名/条文の項目	志木市	草津市	大阪市	秋田市	熊本県
公文書管理規程	するため、公文書の管理に関する定め(以下「公文書管理規程」という。)を設けなければならない。 2 公文書管理規程には、公文書に関する次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) 作成に関する事項 (2) 整理に関する事項 (3) 保管又は保存に関する事項 (4) ファイル基準表に関する事項 (5) 廃棄等に関する事項	実施機関は、市政情報の管理が第4条から前条までの規定に基づき適正に行われることを確保するため、市政情報の管理に関する定め(以下「管理規程」という。)を設けなければならない。 2 管理規程には、市政情報に関する次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) 作成に関する事項 (2) 整理に関する事項 (2) 整理に関する事項 (4) 市政情報ファイル管理簿に関する事項 (5) 廃棄に関する事項 (6) 管理状況の報告に関する事項 (7) その他規則で定める事項 (7) その他規則で定める事項 (7) その他規則で定める事項 (7) その他規則でよりませいばならない。これを変更したときも、同様とする。		「公文書管理規程」という。)を設けなければならない。 2 公文書管理規程には、公文書に関する次に掲げる事項を規定しなければならない。 (1) 作成に関する事項 (3) 保存に関する事項 (4) 公文書ファイル管理簿に関する事項 (6) 管理状況の報告に関する事項 (7) 前各号に掲げるもののほか、公文書の管要が適正に行われることを確保するために必要と認められる規則で定める事項 3 実施機関は、公文書管理規程を設けようとするときは、あらかじめ公主管理委員会に諮問し、その答申を受けなければならない。これ	保するため、行政文書の管理に関する定め(以下「行政文書管理規程」という。)を設けなければならない。 [第4条] 2 行政文書管理規程には、行政文書に関する 大に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) 作成に関する事項 (2) 整理に関する事項 (3) 保存に関する事項 (4) 行政文書ファイル管理簿に関する事項 (5) 移管又は廃棄に関する事項 (6) 管理状況の報告に関する事項 (7) 点検、監査及び研修に関する事項 (8) その他実施機関が規則その他の規程で定める事項 3 実施機関は、行政文書管理規程を設けたと

市名/条文の項目	志木市	草津市	大阪市	秋田市	熊本県
管理状況の報告等	実施機関は、市政情報ファイル管理簿の記載 状況その他の市政情報の管理の状況について、 毎年度、市長に報告しなければならない。 2 市長は、毎年度、前項の報告を取りまと め、その概要を公表しなければならない。	状況その他の市政情報の管理の状況について、 毎年度、市長に報告しなければならない。 2 市長は、毎年度、前項の報告を取りまと	に必要があると認める場合には、市長以外の本 市の機関に対し、公文書の管理について、その 状況に関する報告若しくは資料の提出を求め、 又は当該職員に実地調査をさせることができ る。	況その他の公文書の管理の状況について、毎年 度、市長に報告しなければならない。	状況その他の行政文書の管理の状況について、 毎年度、知事に報告しなければならない。 2 知事は、毎年度、前項の報告を取りまと